

台風・降雪時等における保育園の臨時休園対応方針について

台風や降雪時等における保育園の臨時休園について、以下の判断基準に基づき対応します。

1 保育園の臨時休園の判断基準

- (1) 長時間の大規模な降雨を伴う大型台風の発生等、荒川の氾濫が想定され、区が災害対策本部を設置した場合は、全園、もしくは北区低地部の保育園を休園とする。
- (2) 台風等前日の午後4時の時点で、当日におけるJRの計画運休(※)が発表または気象庁から特別警報(大雨、暴風、大雪、暴風雪等)が発表されている場合は、全園を休園とする。

※ 計画運休の対象路線

「JR京浜東北線と埼京線の計画運休が同時に行われ、区内の両線の全駅が計画運休路線に含まれている場合」とする。

そのため、どちらか一方の路線が運行している場合は休園としない。

- (3) 台風等当日の午前6時の時点で、JRの計画運休が発表または特別警報(大雨、暴風、大雪、暴風雪等)が発表されている場合は、全園を休園とする。
- (4) 台風等当日の午前6時の時点で、北区から「警戒レベル3(高齢者等避難)」以上が発令されている場合は、発令地域に所在する保育園を休園とする。
※北区の避難指示が発令されていない地域に所在する保育園は、休園としない。
- (5) 台風等当日の開園後に「警戒レベル3(高齢者等避難)」以上が北区から発令された場合は、その時点で休園とする(休園は安全な場所に避難したうえで行く)。

なお、上記(1)～(5)に基づき、休園と決定した後に、気象庁が23区西部に発表していた特別警報が解除になった場合、かつ、北区の避難発令が解除された場合は、施設ならびに施設周辺と地域の安全が確保されており、かつ受入れ体制が整った保育園については、当日中に保育園を開園する。その際、給食については原則として提供を行わない。

(6) その他

上記(1)～(5)によらない場合でも、施設や周辺の状況等から設置者が危険と判断したときは休園とすることができる。

2 保護者への周知方法

- (1) 休園になる場合は、各保育園から保護者へ連絡する。
- (2) 前日の午後4時の時点で、JRの計画運休が発表または特別警報が発表されていない場合でも、台風等の進路や規模により、当日の午前6時の時点で、上記1(3)(4)の事例に該当し、休園となる可能性がある場合(例)都内に台風が上陸する予報がある場合など)は、必要に応じて、前日に保育園から保護者に、当日の状況により休園となる可能性があることを予告する。
- (3) 休園情報は、北区ホームページに掲載する。